

一部支給停止適応除外事由届出書に必要な添付書類

事 由	必要な添付書類
就労している場合	■ 会社等に雇用されている場合、１～３のいずれかを提出 1 社会保険の場合 ・社会保険証（受付日時点で有効なもの）の写し ・保険証情報（マイナポータルより出力）を印刷したもの 2 給与支払明細書の写し ※直近３ヶ月（６月～８月）のもの 3 雇用保険証明書（社会保険証や給与支払明細書がない場合） ※直近３ヶ月（６月～８月）のもの ※様式は窓口を用意していますので、必要な場合はご連絡ください。 ■ 自営業の場合、１～３のすべて 1 確定申告書の写し 2 直近３ヶ月（６月～８月）の期間に営業していることがわかるもの ※会社名義の領収証の写し等 3 自営業従事申告書 ※様式は窓口を用意していますので、必要な場合はご連絡ください。
求職活動をしている、または就職のための学校に通っている場合	■ ハローワーク等を利用し求職活動をしている場合 求職活動支援機関等利用証明書 ※直近３ヶ月（６月～８月）の期間に公共職業安定所等への求職登録等が有効であり、実際に行った求職活動の年月日が２つ以上記入されていること。 ■ 企業の採用選考を受ける等の求職活動をしている場合 直近３ヶ月（６月～８月）の期間に採用選考を受けたことがわかるもの ■ 就職するための学校や専門学校に通っている場合、１～３のいずれか 1 在学証明書 2 学生証の写し 3 受講指示書の写し（公共職業訓練を受講中または受講予定の場合） ※直近３ヶ月（６月～８月）の期間に在学していることがわかるもの
障がいがあり就業することが困難な場合	以下１～３のいずれか 1 身体障がい者手帳（１級、２級、３級）の写し 2 療育手帳（Ａ）の写し 3 精神障がい者保健福祉手帳（１級、２級）の写し
負傷・疾病により就業することが困難な場合	以下１～２のいずれか 1 特定疾患医療受給者証の写し 2 特定疾病療養受療証の写し
監護する児童または親族が障がいの状態にあり介護を要するため就業することが困難な場合	以下１～５のいずれか及び介護状態に関する申立書（民生委員等の証明が必要） 1 身体障がい者手帳（１級、２級、３級）の写し 2 療育手帳（Ａ）の写し 3 精神障がい者保健福祉手帳（１級、２級）の写し 4 特定疾患医療受給者証の写し 5 特定疾病療養受療証の写し